【参考資料】

議案第６４号　朝霞市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

市民環境部地域づくり支援課

１　改正理由

集会施設は市税により維持管理されていることから、納税義務を負う市民と市外利用者との受益負担の公平性を確保する必要があり、その仕組みとして、今までは、朝霞市に在住、在勤、在学者は、市内料金とし、それ以外の使用者は、市外料金として市内料金の５割増しの使用料としていた。

より一層の市民負担の適正化を図るため、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、市外料金の設定の改正を行う。

２　改正内容

（１）市外料金の設定について、市内料金の５割増し（当該条例の別表に規程する使用料に１００分の５０を乗じて得た額を加算した額）から１０割増し（当該条例の別表に規程する使用料に１００分の１００を乗じて得た額を加算した額）に引き上げる。

（２）経過措置として、施行日前に施行日以後の使用について許可を受けた者からは、改正前の当該条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る改正後の当該条例に定める額の使用料を徴収する。

３　施行年月日

令和９年４月１日

ただし、経過措置については、公布の日から施行する。

担当
市民環境部地域づくり支援課
地域づくり支援係
電話　０４８－４６３－２６４５